

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	那覇市立学校施設（開放施設）の利用許可の取消等
根拠法令及び条項	那覇市立学校施設の開放に関する規則第6条及び第7条
処 分 基 準	
那覇市立学校施設の開放に関する規則 (利用の制限) 第 6 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。 (3) 営利を目的とした利用と認めるとき。 (4) 施設の管理上支障があると認めるとき。 (5) その他教育長が利用を不適當と認めるとき。 (利用許可の取消等) 第7条 前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、教育長は、利用の許可を取消し、又は利用を中止させることができる。	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12条に基づき実施（事由により適用なし）
所管部署	生涯学習部 生涯学習課（098-917-3502）
更新日	平成27年4月1日